

合意された議事録

(参考)

合意された議事録

下名は、本日署名された投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（以下「協定」という。）の交渉において到達した次の了解を記録する。

1 両締約国は、協定第二条の規定に関し、各締約国が他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し同条1及び2に定める待遇のうち当該投資家又はその投資財産にとっていずれか有利な待遇を与える義務を負う旨の了解を確認する。

2 両締約国は、協定第二条及び第十八条の規定に関し、次の了解を確認する。

(a) 協定第二条の規定は、投資家の知的財産及び知的財産権に適用され、したがって、知的財産及び知的財産権についても、各締約国は、いかなる第三国（例えば、アメリカ合衆国）の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える。

(b) いかなる二国間協定（例えば、貿易関係に関するベトナム社会主義共和国とアメリカ合衆国との間の協定）も、協定第十八条2に規定する「知的財産及び知的財産権の保護に関する多数国間協定」に含ま

れない。

3 両締約国は、協定第六条の規定に関し、いずれの締約国も、附属書 に特定する分野又は事項について新たな例外措置を採用してはならないとの義務の不履行を正当化する根拠として自国の国内法令を援用することができない旨の了解を確認する。

4 両締約国は、協定第十九条の規定に関し、いずれかの租税に係る課税措置が収用に該当するかどうかを判断するに当たっては、次の事項を考慮すべき旨の了解を確認する。

(a) 租税の賦課は、一般に収用を構成しない。単に新たな課税措置を導入すること、特定の投資財産につき複数の管轄区域で租税が賦課されること又は課税措置の下で多大の負担の要求が行われること自体は、それらのみで収用に該当することとはならない。

(b) 課税措置であつて、概して、国際的に認められた租税上の政策及び慣行の範囲内にあるものは、収用を構成するものとは認められない。租税の回避又は脱税の防止を目的とする課税措置は、一般に収用に類する性格を有するものと認めるべきではない。

(c) すべての納税者に適用されるものその他一般に適用される課税措置であつても収用を構成する可能性

はあるが、特定の国民又は納税者を対象とする特定性の高い課税措置と比較するならば、一般に適用される課税措置が収用を構成する可能性は、實際上、小さい。投資が行われた時点で有効な課税措置であつて、透明性のあるものについては、収用に類する性格を有するものとはなり難い。

5 両締約国は、協定第二十二條の規定に関し、次の了解を確認する。

(a) 自由貿易地域、関税同盟又は経済統合のための国際協定とは、通常、世界貿易機関の構成国である締約国については、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四條、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四條の解釈に関する了解及びサービスの貿易に関する一般協定第五条に規定する条件を満たすものをいい、また、世界貿易機関の構成国でない締約国については、当該条件と同様の要素を含むものをいつと解されている。

(b) (a)の見地から、貿易関係に関するベトナム社会主義共和国とアメリカ合衆国との間の協定は、協定第二十二條3に規定する「自由貿易地域若しくは関税同盟」を形成せず、また、「経済統合のための国際協定その他これに類する国際協定」に当たらないが、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定は、「自由貿易地域若しくは関税同盟」を形成し、また、「経済統

合のための国際協定その他これに類する国際協定」に当たる。

二千三年十一月十四日に東京で

日本国政府のために

川口順子

ベトナム社会主義共和国政府のために

V・ホン・フック